

農山漁村振興交付金 農山漁村発イノベーション対策

**農山漁村発イノベーション推進事業
(農福連携型のうち農福連携支援事業)**

及び

農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)

提案書作成のポイント

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

目 次

1 農福連携の目的	1
2 農福連携型の主な要件	2
3 目標の設定	4
4 審査の観点	5
5 事業活用にあたってよくあるご質問	6
お問い合わせ先	7

1 農福連携の目的

- 農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。
- 農林水産省では、厚生労働省等と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
※毎年、新規就農者と同程度の基幹的農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等
※再生利用が可能な荒廃農地は全国約9万ha

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等



【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
※障害者約965万人のうち雇用施策対象となるのは約377万人、うち雇用(就労)しているのは約100万人
- ・工賃の引き上げ 等

目指す方向

1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。



新たな就労の場の確保

2 農福連携型の主な要件（その1）

交付金事業を実施するためには、実施要領に定める要件を全て満たす必要があります。

【推進事業(農福連携型のうち農福連携支援支援事業[ソフト])・整備事業(農福連携型)[ハード]共通】

○ 雇用・就労する(作業に携わる)障害者等を5人以上増加

農林水産物の生産や、生産した農林水産物の加工、販売に係る作業に携わる障害者、生活困窮者※1または高齢者※2を事業開始後3年目までに5人以上増加させること。

障害者と生活困窮者は合算可能であるが、過半を障害者とすること。

※1…就労に向けた支援計画が策定されている者 ※2…要介護認定を受けている者



【整備事業(農福連携型)[ハード]を含む場合】

① 推進事業(農福連携型のうち農福連携支援事業)[ソフト]と併せ行う

整備事業(農福連携型)[ハード]を実施する場合は、原則として、ソフト事業と併せ行うこと。

※ ただし、従前から農福連携に取り組んでおり、かつ障害者等が生産技術、加工技術を習得済みであり、本事業で整備する施設等においてその技術が十分に活かされ、ソフト事業を実施せずとも事業の目標達成(後述)が見込まれる場合は、ハード事業単独の実施も可。



② 整備する施設の管理規程案または利用規程案を作成

管理規定の記載事項

[①事業名及び目的、②施設の種類、名称、構造、規模、型式及び数量、③設置場所、④管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名、⑤施設の保全に関する事項、⑥償却に関する事項、⑦更新に必要な資金の積み立てに関する事項、⑧管理運営の収支計画に関する事項、⑨その他]

利用規程の記載事項

[①事業名及び目的、②施設の種類、名称、構造、規模、型式及び数量、③設置場所、④利用者の範囲、⑤利用方法に関する事項、⑥利用料に関する事項、⑦その他]

③ 費用対効果の算定

整備する施設が直接もたらす効果を算定し、投資効率が1.0以上となること。

※農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業)費用対効果算定要領に基づいて算定。



④ 農林水産物の加工・販売施設を整備する場合の留意点

農林水産物の加工・販売施設を整備する場合は、事業実施主体が生産に携わる農林水産物及び連携する事業者が生産する農林水産物を5割以上用いること。



2 農福連携型の主な要件（その2）

整備事業(農福連携型)のメニューのうち、「経営支援」(国費上限2,500万円)に応募する場合は、本事業に取り組む以前から農林水産業に携わっていることが必要であり、要件が追加されます。
また、本事業を契機として、新たに農福連携に取り組む者を重点的に支援します。

【「経営支援」メニューで応募する場合に追加される要件】

- ① 農福連携の取組を取り入れて経営改善を積極的に進めるための計画であること。

農福連携に取組むことにより農業経営の面で改善が見込まれる内容(何を、どのように改善しようとしているのか、変えようとしているのか)を提案書に明記して下さい。

参考資料の添付も可能です。

- ③ 農福連携の取組に当たり地域の福祉団体等関係団体との連携が確実であることが明示されていること。

農作業等のために受入れる相手方など、連携する関係団体を提案書に明記して下さい。
また、その取組の概要が分かる資料(パンフレットなど)も添付してください。

- ② 農福連携のモデル的な取組として全国的な横展開に資するものであること。

取組内容と合わせ、モデル的な取組であると考える理由(例:従前は障害者には困難とされてきた作業、近隣に前例がない、あるいは少ない、他者の参考になり得る等)もあわせて提案書に明記してください。

参考資料の添付も可能です。

- ④ 事業開始年度から目標年度(3年目)までの各年度について、農林水産業の発展のための経営分析を行う事が明示され、かつそのための費用を見込んでいること。

提案書の事業実施計画に、農福連携が農業経営にもたらす効果を毎年度分析する旨を明記してください。
あわせて、「7. 年度別事業計画とその経費の内訳」に経営分析に要する費用を記入してください。
なお、経営分析に要する費用は、交付対象となります。

※ 特に記入漏れが多い事項です。※

3 目標の設定

- 農福連携型では、定量的な数値目標を設定し、毎年度、目標の達成状況を評価します。
- 定量的な数値目標には、必ず設定しなければならない指標が3つあります。
- 目標の達成状況を把握するためには、数値の計測方法を明らかにしておくことが重要です。

【必須の指標】

① 障害者等の雇用または就労者数

(雇用または就労に至る人数)

- ・ 本事業で整備する施設等(ソフトのみの場合は従前から運用している農林水産物生産施設等の就労の場)で農林水産物の生産や加工等に従事する障害者等の人数。

(ユニバーサル農園の開設に係る取組のみの場合は、農園での作業体験を経て、当該農園以外で雇用や就労に至る障害者等の人数を設定(事業の採択要件としている「農園で継続的に作業体験を行う障害者等の人数」については、計測方法欄に併せて明記する)。

- ・ 農業法人での直接雇用や就労継続支援A型事業所のように、雇用契約に基づく場合には雇用者数、農業法人による農作業の依頼や就労継続支援B型事業所の場合は就労者数を設定する(事業要件を下回らないように留意)。

② 売上げ

- ・ 生産する農林水産物や生産に携わった農林水産物を用いた加工品の売上げ額。

③ 交流人口

- ・ 催事・販売施設への来客、農作業体験等の受入れ人数等。

〈提案書の「4. 目標」における留意事項〉

※目標は必ず記入してください

4. 目標

目標	現在	1年目 (例)	2年目	3年目
障害者等の雇用（人）	0	0	○	○
障害者等の就労（人）	0	3	○	○
売上げ（円）	0	■■	○○○	○○○
交流人口（人）	0	0	○	○

【審査の観点】事業目標の設定は妥当であるか。

【計測方法（定量的指標数値）】

※具体的な計測方法、数値の根拠について、必ず記入してください。

(記入例)

就労（人）・・・就労継続支援B型事業所利用者の就労の人数

売上げ（円）・・・販売品目 ○○ 1年目 単価 ●●円 販売個数 ▲▲個
●●×▲▲=■■

※ 各指標における目標値のデータの引用元、計測方法等について具体的に記入してください。

※ 雇用、就労目標に生活困窮者を含める場合は、障害者と生活困窮者を分けて記載するなどして内訳が分かるようにしてください。

※ 目標設定にあたっては、選定要件に定めるとおり、「目標年度までに、事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する障害者又は生活困窮者の人数が5名以上増加すること。ただし、生活困窮者を含む場合その過半数は障害者であるものとする。」ことに留意してください。

※ 具体的には、現在から3年目の目標設定において、雇用、就労を併せた人数（農林水産物生産施設等に従事するものが障害者と生活困窮者の場合は、それらの合計人数）が5名以上増加することが必要となります。

※ 売上げ増減分から雇用する障害者の賃金等の増加分を確保できるよう留意してください。

※記載の内容を必ずご確認ください

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してください。

4 審査の観点

下表の審査の観点に基づき、外部有識者等で構成する選定審査委員会で提案書の審査を行います。提案書様式の注釈をよくお読みいただき、記入例を参考に、記入漏れや、添付が必要な資料の漏れがないように作成してください。

提案書の主な該当箇所	審査の観点	注意事項
3. 事業実施地域及び事業実施主体の現状・課題等 6. 事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 地域及び事業実施主体が抱える課題やニーズを把握し、それぞれの解決に寄与する取組になっているか。	農福連携の文言のみが強調され、地域の課題や対応の記述が不足しがち。
4. 目標	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指標ごとの数値目標の設定が過大、あるいは過小でないか。 特に、雇用・就労(に至る)者数においては、障害者、生活困窮者、高齢者以外の人数が含まれていないか。	測定方法が具体的に記入されていない場合が多い。
5. 期待される効果	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業完了後は、補助金に頼ることなく自立的・継続的な取組が可能か。<input type="checkbox"/> 地域の農林水産業の維持に貢献しうる取組になっているか。<input type="checkbox"/> 障害者等が地域の農林水産業の労働力として活躍できる取組となっているか。または、高齢者が生きがいをもって、地域とつながって活躍できる取組となっているか。<input type="checkbox"/> 農林水産物の販売等を通じて地域と関わるなど、地域の活性化につながる取組となっているか。	
6. 事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 交付金事業の趣旨や目的に沿ったモデル性のある取組であるか。<input type="checkbox"/> 地域における障害者等の取組内容や時期等が読み取れるようになっているか。<input type="checkbox"/> 農林水産物等の生産から販売までの行程管理が読み取れるようになっているか。<input type="checkbox"/> 代表者、運営責任者(プロジェクトマネージャー)、経理担当者等、事業実施に必要な人材や実施体制が確保されているか(1人だけでは、不測の事態に対応できない)。<input type="checkbox"/> 経理担当者については、適切な経理処理能力を有しているか。	
7. 年度別実施計画とその経費の内訳	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業費の効率的な執行が見込まれるか(一過性のイベントへの支払経費に偏っていないか等。 積算資料の添付が必要。)。	
8. 整備計画及び利用計画	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 実施要領別記5の第5の1及び第5の3の実施基準と別表2の選定要件を満たしているか。<input type="checkbox"/> 整備する施設の規模は過大でないか。<input type="checkbox"/> 施設の整備費が高過ぎでないか(見積書の添付が必要。)。	
9. 償還計画	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 自己負担額について考慮されているか。あわせて、交付金が精算払いであるため、立て替え分も含めた資金調達が計画されているか。	記入漏れが多い。 融資によらない場合にはその旨を明記。

5 事業活用に当たってよくあるご質問（その1）

Q1 公募の結果はいつわかりますか？

通常、ソフト事業のみの提案の場合は締切の概ね**1か月後頃**、ハード事業を含む提案の場合は**その1～2か月後頃**となっています。

Q2 交付金交付候補者に選定された後、いつから事業に着手できますか？

選定通知から1ヶ月以内に地方農政局長等あてに事業実施計画書を提出し、事業実施計画承認後、更なる手続きを経て**交付金交付決定通知以降**となります。

Q3 候補者選定以降、交付決定まではどのような手続きが必要ですか？

交付決定までの手続きは以下のとおりです。

地方農政局長等あて事業実施計画書承認申請 ⇒ **計画承認通知**

地方農政局長等から事業実施主体あて割当内示（北海道以外）

地方農政局長等あて交付申請 ⇒ **交付決定通知**

Q4 交付金による支援はどの時点から対象となりますか？

支援の対象は交付決定後の取組とし、交付決定以前の取組は支援の対象とはなりません。

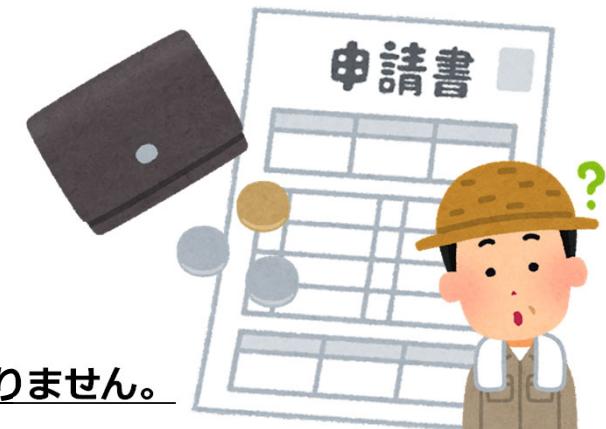
Q5 ソフト事業で交付金の支援の対象とならない経費はありますか？

ソフト事業で支援の対象とならないのは、活動を維持するための運転資金、初期投資費用（事業完了後も使用する備品、調度品等）、汎用性の高い物品購入費用、事業実施主体及びその構成する団体の経常的運営に要する経費（協議会構成員や通年雇用する事務補助職員の人物費等）等がありますので、事前に所管する地方農政局等に確認してください。

Q6 交付金はいつ支払われますか？また、概算での支払いは可能ですか？

交付金の支払は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算）とする）が原則となりますので、事前に取組に要する費用の全額を用意していただく必要があります。

また、事業終了前の支払い（概算払）については、条件が整った場合に行なうことがあります、様々な制限が設けられています。



5 事業活用に当たってよくあるご質問（その2）

Q7 事業着手後に計画どおり実施できなくなった場合の手続きはありますか？

年度内の実施時期の変動や取組回数の増減など、多少の変更に関しては手続きはありませんが、以下のいずれかに該当する場合は、承認された計画や交付決定の変更手続きが必要です。

【事業計画の変更、事業の廃止】

○ 総事業費の3割を超える増減

- ・ソフト・ハード対策それぞれで3年間の事業費（自己負担額を含む）の合計が元の金額の3割を超えて増減するとき。
例：1年目150万円 + 2年目150万円 + 3年目100万円 → 1年目150万円 + 2年目110万円 + 3年目19万円

○ 事業実施主体の変更

○ 事業実施期間の変更

- ・2年目に予定していた工事を1年目に前倒し、また、1年目に予定していた工事を2年目に後ろ倒しするなど。
ただし、ハード対策の年度毎の交付額の上限は採択時に決定しますので、計画した工事の実施年度を変更しても採択時の上限を超える分の交付金は手当てされません。また、年度を跨いだ流用もできません。

例：1年目2,000万円（うち交付金1,000万円）+2年目0円（交付金0円）→1年目0円（交付金0円）+2年目2,000万円（うち交付金0円）

○ 事業の追加及び廃止

- ・予定していなかったハード対策の追加や事業の取りやめ。

ただし、ハード対策の年度毎の交付額の上限は採択時に決定しますので、後からハード対策を追加しても交付金は手当てされません。

例：1年目0円（交付金0円）+2年目0円（交付金0円）→1年目0円（交付金0円）+2年目2,000万円（うち交付金0円）

【交付決定の変更、取消】

○ 事業費の3割以上の増減及び交付額の増

- ・ソフト・ハード対策それぞれで当該年度の事業費（自己負担額を含む）が元の金額の3割以上増減するとき。

例：2,000万円 → 1,400万

- ・ソフトの交付金額（補助額）が増えるとき（1円でも該当します）。

○ 事業実施主体の名称の変更

○ 事業の取りやめ

【災害等不測の事態により工事に影響が生じた場合】

- 工事の遅延：遅延の届出、繰越承認申請
- 災害による遅延・手戻りまたは遂行困難：災害等の報告



事業メニュー・要件等詳しくは、お近くの農政局へご相談ください。
(ご相談は随時受け付けています。)

取組地域	連絡先	取組地域	連絡先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL : 03-3502-8111 (内線5448) FAX : 03-3595-6340	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL : 075-451-9161 (内線2415,2423) FAX : 075-451-3965
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL : 022-263-1111 (内線4125、4065) FAX : 022-715-8217	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL : 086-224-4511 (内線2522、2526) FAX : 086-227-6659
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL : 048-600-0600 (内線3404、3412) FAX : 048-740-0082	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL : 096-211-9111 (内線4611、4624) FAX : 096-211-9812
新潟県、富山県、石川県、 福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL : 076-263-2161 (内線3425) FAX : 076-263-0256	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL : 098-866-0031 (内線83326、83336) FAX : 098-860-1194
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL : 052-201-7271 (内線2522、2519) FAX : 052-220-1681		

農福連携に関する取組事例や、各種パンフレット、マニュアルは農林水産省のWebサイトで公開しています。

農林水産省 農福連携

